令和６年９月 25 日改定

寝屋川市ふるさと寄附事業協力事業者募集要項

１　寝屋川市ふるさと寄附事業について

寝屋川市では、ふるさと納税制度による寄附の促進、地域産業の活性化等を目的として、寄附金を納入していただいた市外在住者（以下「寄附者」といいます。）に対して寝屋川市にゆかりのある商品やサービス（以下「返礼品」といいます。）を贈呈する寝屋川市ふるさと寄附事業を実施しています。

２　募集内容

返礼品の用意、梱包、返礼品に対する寄附者等からの問合せへの対応等を行っていただく事業者(以下「協力事業者」といいます。)を募集します。

３　募集の要件

協力事業者としてふるさと寄附金に係る返礼品を取り扱おうとする企業又は個人事業者等（以下「企業等」という。）は、以下の(1)協力事業者の要件の全てを、返礼品は、(2)返礼品の要件の全てを満たす必要があります。返礼品の取扱いを希望する企業等は、市長に対し寝屋川市ふるさと寄附事業への参加申請と取り扱う返礼品の申請を行わなければなりません。

※　返礼品の価格は、梱包費及び消費税を含むものとします。

※　返礼品の価格等を基に、寝屋川市が必要寄附額を設定します。

※　返礼品は、複数の品のセットでも構いません。

（１）協力事業者の要件

1	原則として、寝屋川市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場のいずれかがある企業等であること。団体の場合は、寝屋川市内での活動があること。ただし、寝屋川市の産業振興や魅力発信、地場産品等の PR につながると判断される場合はこの限りでない。
2	生産・製造・販売に関する法令等を遵守していること。
3	個人情報保護法及び関連法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができること。
4	寝屋川市建設工事等指名停止要綱（平成 15 年４月１日制定）の規定に基づく指名停止の措置又は他の地方公共団体において同様の措置を受けていないこと。

5	寝屋川市暴力団排除措置要綱（平成 23 年３月 11 日制定）の規定に基づく入札参加除外の措置又は他の地方公共団体において同様の措置を受けていないこと。
6	寝屋川市暴力団排除条例（平成 25 年寝屋川市条例第 20 号）第２条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
7	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定のいずれにも該当していないこと。
8	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
9	民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
10	破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
11	納税義務を有する市区町村税の滞納がないこと。

（２） 返礼品の要件

1	総務省が定めるふるさと納税の返礼品に係る地場産品基準（平成 31 年総務省告示第 179 号第５号）に該当するものであること。
2	原則として、寝屋川市内で生産、製造、加工、収穫（原材料を含む）のいずれかが行われていること、又は、市内で活動する団体等が提供するサービス等であること。
3	品質及び数量の面において、安定供給が見込める品等であること。ただし、季節商品や数量限定となるものは、寝屋川市との協議により決定するものとする。
4	飲食物については原則として寄附者に到着後５日間以上の賞味（消費）期限が保証される品であること。なお、５日間に満たない飲食物の場合は、寝屋川市が契約するふるさと寄附金サイトが定める取扱基準を満たした上で、寝屋川市との協議により決定するものとする。
5	食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など関係法規及び寝屋川市が契約するふるさと寄附金サイトが定める取扱基準を遵守し、違反していない品等であること。

※　ただし、上記の要件を満たす場合であっても、寝屋川市が返礼品として適当でないと認めた場合は、返礼品として承認できません。

４　委託事業者

効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理や苦情対応に万全を期すため、寝屋川市は返礼品取扱業務全般を委託事業者に委託しています。参加承認を受けた協力事業者は、返礼品として承認された後、委託事業者と返礼品の供給等に係る契約を取り交わすとともに、委託事業者にふるさと納税ポータルサイトへの掲載依頼を行う必要があります。

5　申込方法

返礼品の取扱いを希望する企業等は、以下の提出書類を、メール又は郵送、持参で寝屋川市企画四課まで提出していただきますようお願いします。

（１） 参加申請時の提出書類

① 寝屋川市ふるさと寄附事業　参加申請書（様式１）

② 誓約書（様式１－１）

③ 市区町村税の滞納がないことを確認するための書類

（完納証明書、滞納無証明書　等）

※　寝屋川市に納税している場合は、参加申請書の所定欄に署名又は、記名押印することで提出を省略することができます。

※　寝屋川市以外の市区町村に納税している場合は、当該市区町村の証明書を提出してください。

※　収益事業を行わない任意団体等で、証明書が発行されないなど、提出が困難な場合は、この限りではありません。

（２） 返礼品申請時の提出書類

① 寝屋川市ふるさと寄附事業　返礼品申請書（様式２）

② 返礼品の画像データ

※　必要に応じて、返礼品の市場価格が分かる画像データ（パンフレット等）や返礼品の概要が分かる資料の提出を求める場合があります。

※　返礼品を追加する場合も同様です。

6　募集期間

随時募集します。

7　協力事業者及び返礼品の承認

寝屋川市は、申請内容を総合的に判断し、協力事業者又は返礼品が適当でないと認められるときのみ、不承認通知書により、申請者に通知します。

※ 承認通知書は、企業等が求める場合のみ発行・送付します。

８　返礼品の内容変更等

事業者登録内容や返礼品内容を変更する場合、廃業や返礼品としての取扱いを辞退したい場合は、原則として変更（中止）する日から２週間前までに、寝屋川市に事前連絡の上、「寝屋川市ふるさと寄附事業　登録内容変更届（様式３）」を提出してください。

９　協力事業者及び返礼品の取消し

寝屋川市は、既に決定した協力事業者又は返礼品が、以下のいずれかに該当した場合は、その決定を取り消すことができるものとします。

（１）提出書類に虚偽があった場合

（２）遵守すべき法令等の違反を行った場合

（３）寝屋川市に損害を及ぼす行為があった場合

（４）「３　募集の要件」に適合しなくなったと認める場合

10　返礼品のＰＲ

協力事業者が取り扱う返礼品については、インターネットのふるさと寄附金サイト等に掲載し、全国的にＰＲします。

11　返礼品の発送について

委託事業者との返礼品の供給等に係る契約に従って返礼品を梱包し、集荷日に配送業者に引き渡してください。

12　支払いに係る手続

委託事業者との返礼品の供給等に係る契約に従い、委託事業者から代金が支払われます。請求書の提出は不要です。なお、振込手数料が差し引かれることにご留意ください。

13　広告物等の同封に係る手続

協力事業者が返礼品を送付する際に、自社製品の広告物等を同封しようとするときは、ふるさと寄附金サイト等の指示に従い、同封する広告物等を市に提出してください。

14　個人情報の保護

協力事業者は、この事業により取得した個人情報の取扱いについて、返礼品の送付以外の目的に使用することはできません(ダイレクトメールの送付などの二次利用や第三者への

漏えいは厳禁)。また、協力事業者でなくなった後も同様です。

15　その他留意事項

（１）返礼品の品質等に関して、寄附者から協力事業者に苦情があった場合は、協力事業者の責任において真摯に対応し解決に努め、内容については必ず寝屋川市に御報告をお願いいたします。

（２）協力事業者は、寝屋川市又は委託事業者の求めに応じ、返礼品や協力事業者等に関する情報（製造場所の所在地、製造加工内容の詳細等）を提供してください。また、寝屋川市が必要と認めるときは、協力事業者に対し調査（実地調査を含む）を行うことがあります。

（３）協力事業者に、虚偽の申請、遵守すべき法令等違反、若しくは募集の要件に適合しない返礼品の提供を行う債務不履行等の事由があった場合、それにより寝屋川市に損害を与えた場合、寝屋川市は協力事業者に対して、生じた損害の賠償を請求することができるものとします。

（４）食品返礼品を取り扱う協力事業者は食品返礼品の産地名を適正に表示するとともに、地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類を整備・保存しなければなりません。

（５）返礼品を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告は、総務省により禁止されていますので、行わないでください。

（６）本要項に記載されている事項以外で、何らかの問題が生じた場合は、協力事業者と寝屋川市で対応を協議することとします。

（７）ふるさと納税制度及び返礼品について、総務省からの見直し等の通知があった場合には、要件等を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【お問合せ先】
寝屋川市　経営企画部　企画四課
〒572-8555　大阪府寝屋川市本町１番１号
TEL：072-813-1157（直通）　FAX：072－825-0761
E-mail:kikaku04@city.neyagawa.osaka.jp